

福祉部指定管理者に対するモニタリングの評価基準

SS, S, A, B, C, Dの6段階評価とし、Aを標準とする

評価	評価基準
SS	協定書、要求水準の内容を上回る業務を履行し、それによって顕著に実績が挙げられている
S	協定書、要求水準の内容どおり又は内容をやや上回る業務を履行し、実績が良好である
A	協定書、要求水準の内容どおり業務を履行している
B	協定書、要求水準の内容どおり業務を履行しているものの、実績が挙がっていない
C	協定書、要求水準の内容から判断して一部遅滞や不履行がみられ、簡易な改善を要する
D	協定書、要求水準の内容から判断して相当の遅滞や不履行がみられ、早急な改善や市の指導を要する

「実績」・・・評価項目毎の要求水準を通じて導き出される成果や効果のこと

評価を数値で行う場合の基準

評価	評価基準	配点
SS	130%以上	140
S	110%以上130%未満	120
A	90%以上110%未満	100
B	70%以上90%未満	80
C	50%以上70%未満	60
D	50%未満	40